

平成21年第8回12月定例会

一般質問

(12月11日午後2時予定)

冒頭に、黒田市長の再選おめでとうございます。

玉野市の発展のために、十分その手腕を振るってくださるようご期待申し上げます。

また、傍聴席の皆様、足下が悪い中をありがとうございます。

シリーズ“

日本が破綻する”前に、玉野市の財政改革を！

一、「私のマニフェスト」を一部公開『生活者主権の再生プラン』カネをかけずに玉野市を、復活させる「富を生む源泉」！

「わたしのマニフェスト」を一部公開

マニフェストには、玉野市をどういう市にしたいのか、という全体像が描かれていなければ意味がありません。あるいは市民生活のどこにどのような問題があり、それをどうしようとするかがあります。

日本は1980年代初頭から瞑想めいそうが始まり、それが90年のバブル崩壊の「失われた10年」でさらに加速しています。80年代半ばに起きた世界の大きな変化。従来の経済が融合した新しい経済・ニュー・エコノミーへの対応が遅れたからであります。いままでの対応のほとんどが、19世紀型の古い経済体制を前提としたものであるため、この10年で300兆円を超える景気刺激策が次々と行われましたが、効果はほとんどありませんでした。経済社会を支配する法則が根本的に変わったのだ、という現状認識がなかったために、日本はいたずらに持てる資源を浪費してしまい、国力が疲弊してきています。いま国や自治体は、この事実を危機感を持って自己認識し、反省しなければなりません。

たとえば、日本の景気対策は未だに公共事業が中心であります。しかし、統計データに

よると、公共事業を1使ったときのGDP押し上げ効果は0・2に過ぎない。つまり公共工事に10億円使っても2億円分しかGDPに寄与しないのであります。一方、民間が1使ったときは0・650・7のGDP押し上げ効果があるのです。

景気が良くなるということはGDPが伸びるということであります。したがって本来、日本はGDP誘出効果の薄い公共工事などで景気刺激をする代わりに、個人消費や企業の投資意欲を伸ばす徹底的な規制緩和を進めるべきでありました。アメリカのレーガン改革や、英国のサッチャー革命などを見習うべきでありました。日本は子孫からの借金である国債などを発行して景気刺激にこれを浪費するよりも、世界中から企業や資金を呼び込んで、繁栄のメッカとなるような努力をしなくてはならなかったのです。しかし、そういう改革は遅々として進んでいないのであります。なぜか？

生活者主権の再生プラン

“改革のテコ”は、政策を「提供者の論理」から「生活者の論理」に180度転換することであります。日本人が最も不満を感じているのは、世界で最高水準の給料をもらっているながら、その給料で買えるモノが世界で最も見劣りすることであります。これが提供者の論理から生活者の論理への転換の「キモ」になります。

具体的な方法は、世界で最も安くても最も良いものが自由に入るようにすることです。そのためには、生活者に選択権を与えなければなりません。国や自治体を選んだものや認可したものが安全でもなければ良くもないことは、サリドマイド禍や薬害エイズ事件などで証明されています。したがって、国や役所がこの商品は安全だとか危険だとか良いとか悪いとかは言わない。国や役所が選択して市民に与えるという発想から、選択そのものを生活者に委ねる。その選択肢を増やすことが国や役所の仕事である。それが「生活者主権」という考え方であります。

もちろん薬その他の安全性や環境との調和などに関しては、十分な情報が民間の機関から一般生活者に届くようにしなければなりません。

日本再生ビジョンのポイントは、市民である生活者を主語にすることであります。国や自治体の政策は根本的にすべて市民のため、市民の生活を良くするためでなければなりません。市民を中心に考える経済は、いくらでも浮揚するチャンスがある。生活の質を上げてコストを下げ、「生活者主権」の普通の先進国にすれば、結果的に日本は繁栄するのです。あります。なぜなら、日本は未だに世界一のお金を持っているし、稼ぎも十分あるからです。

カネをかけずに玉野市を、復活させる「富を生む源泉」!

先進国で最もひどい財政状況である日本政府の借金（国債や借入金合計）は09年6月末現在で過去最高の約860兆円に達し、税収（約46兆円）の19倍近い水準になっています。民主党はすでに「子供手当」や農家への個別所得補償などのバラまき政策を公約しているから、しよせんは限られた予算の分配方法が変わるだけであり、しかも税収以上の支出を続ける赤字財政も是正できません。本当は、日本は非常にユニークなポテンシャルを持っている。だから税金を使わずに経済発展Ⅱ税収増を実現できると私は考えています。

ヒントになるのは大発展を遂げる中国の都市・産業基盤開発を参考にしはと考えています。

中国では土地はすべて共産党のものである。そのうち農民に与えられている土地が「新たな富を生む源泉」になっています。政府や自治体は農地を農民から接收し、代替地を与える。接收した土地の用途を商業、産業などに変更し、民間業者に49〜79年くらいでリースし、開発させる。そのリース料が政府のポケットに入ってくるので、税金を使わずに都市や産業基盤の建設資金が捻出される。この

やり方によって中国は、この20年くらいの間に新しく180以上の人口一〇〇万人以上の巨大都市を造り上げてきました。これなら全く財政負担をせずに経済を発展させることができる。国民も重税に喘ぐことがない。見方を変えれば農民が搾取されているのですが、その多くは新しくできた都市で労働者となっています。世界一広大な国土を所有する共産党にとっては、国家発展のための「源泉」は、ほぼ無限なのです。これが世界中があまり理解していない「中国マジック」なのであります。

日本にはそんな土地はもうない、と思うかもしれませんが、実は同じような「未開発の富を生む土地」が山のように残されているのです。それこそが官僚利権によって隠された日本経済復活の源泉なのであります。

日本の現行システムの基で如何に経済を浮揚できるのか、ということに関して、以下質問戦で「税金によらない具体的な経済再生プラン」を質していきたいと考えています。

1. 「市街化調整区域」「港湾部の港湾、倉庫、工場地域」には、物理的な根拠は何もない。

その有効利用をどのように考えているか？

1つは、私が玉野市議会でも問題にしている「市街化調整区域」であります。

規則の表向きの理由は乱開発を避けることであります。私は議会で追及もしますが、その対案も調査することに努めています。

その調査から、実際にはこれは官僚支配と縦割り行政の悪い例であることが分かりました。

農地である限りは農水省や農協の“領地”であります。これを住宅地や商業地、道路などに転用すれば、他省庁に権限が移ることになるから、権益を握ってきた者たちがなかなか手放さないのが現状です。また、開発を司る玉野市にしても、その許可権は大きな利権になる。現に開発許可は都市計画に基づくのではなく、陳情によって決まることが大半であることが、今回のハローズ開発事件からも明らかになりました。自由に開発させないことで市長や官僚たちが権力を維持できる仕組みなのであります。

そうやって、都市周辺の非常にポテンシャルの高い土地が大量に死蔵されているのが日本のユニークな現象なのです。ロンドンのように大方針があってグリーンベルトとして積極的な緑地化を図る。などの施策なら理解できないではありませんが、役人の匙加減さきくわん1つでどちらにでも転ぶ、というバカバカしい規制は外国では例がないし、見たことも聞いたこともありません！

都市周辺の市街化調整区域を広域にまとめて計画的な開発を行い、しかるべき住宅地や商業地にしていけば、土地の価値が上がって固定資産税は増えるし、都市や地域経済が発展すれば、住民税、所得税、法人税だって増える。しかも、そのために税金を使う必要はない。資金は外からどんどんやってくるので

あります。土地の所有者はもちろん潤う。利権を失う中央官僚と玉野市役所の役人以外は誰も困らないプランなのであります。

似たような事例は湾岸部の港湾、倉庫、工場などの建ち並ぶ地域にも見られます。今ではほとんど使っていない水際の一等地が工業化時代の名残としてゴーストタウンになっていきます。これも用途制限を撤廃すれば巨大な富を生むと考えます。

市長の御所見を賜りたいと存じます。

市長 市街化及び市街化調整区域の区分、つまり線引き及び港湾部の用途につきましては、都市計画法等の規定により定められているものであります。これら線引き等につきましては、たとえば住宅に隣接して工場ができるなど周辺環境悪化防止に観点から一定の成果があったものと思われまます。また一方で自己所有地に自由に建物が建てられないなど開発者にとっては一種の足かせとなっているのも事実であります。市といたしましては環境悪化を招かない程度の市街化区域の拡大や用途地域の変更について、岡山県南広域都市区域の中で要望してまいったところでございますが、市街化区域内に未利用地等が存在することまた人口減少等の諸条件から見直しには至っておりません。今後都市計画法の改正及び、岡山県都市マスタープランの改訂など環境変化を注視しつつ適当な都市計画につきまして検討を重ね、国県等に要望してまいる所存であります。御理解賜りたいと存じます。

2. 必要なのは

「税金を使わめ開発」!

① 1つの成功例

そして、富を生む土地をどうやって開発するかは政治のリーダーシップの見せ所となります。官僚の抵抗を排し、なおかつ乱開発にブレーキをかけながら進めるには強い政治力が付加欠であります。中国で都市開発が進展するのは、市長などに強い権限が与えられているからです。日本のように、市の開発計画に県や国が文句を言ったりカネを出したりはしない。逆に、自治体が国を頼ったり、責任逃れをしたりもしない。市長が自分の才覚と権限で開発し、成功したら評価され、失敗したら更迭される。

一方、日本では何をすることも国の認可が必要です。たとえば、細川護熙もりひろ元首相は熊本県知事時代、バス停を20m動かすために何回も上京して建設省と交渉したという。また、大阪市が国道の御堂筋の歩道に郷土出身の彫刻家の作品を置こうとしたときも、市長が何度も東京に足を運んだ。

こんなふうには自治体の発展を邪魔してきた中央集権をやめ、日本でも開発の主体は市に移すべきだろう。それが官僚主導国家から真の地方自治国家に変わる第一歩となる。そして、今後の都市開発は、よくある役人の手垢てあかの付いたものではない、純粹かつ厳格なPFI方式 (Private FinanceInitiative) 公共事業を民間の資金、経営、技術を活用して行う手法) で進めることが重要です。乱雑な開発とならないよう、再開発の単位を都市部でも1辺500m以上の区域に分け、しつかりとした地盤整備をし、その上に道路、住宅地、学校、公園、商業地、オフィスなどを作り込んでいく。

大事なことは、官僚に恣意的な判断をさせないことです。すべてのルールは住民が決める。建物の高さや色なども住民が自分たちの町並みはこうしたいと決めたら、行政はそれに従う。もちろん最低限必要な都市機能の整備や耐震、耐火、水害などに対する安全基準

にはルールを設けるとしても、官僚が全国一律に決める必要は全くないのです。

住民に任せると、意見が対立して意志決定ができないケースもあるでしょうが、それはそれで一向にかまわない。やりたいところからやればよい。われわれが欲しいのは税金を湯水のごとく注ぎ込んだ「均衡ある国土の発展」ではなく、税金を使わない最初の成功例なのであります。それが1つ出てくれば、街づくりの競争が始まるでしょう。そうなれば、もう官僚の権限も財政支出も必要なくなると思います。それが真の地方自治であります。

民主党が本気で官僚支配からの脱却と地方自治を目指すのであれば、地方自治体に無限の財源を与えればよいのです。埋蔵金ではなく、市街化調整区域と湾岸工業地帯にある埋蔵された富を掘り尽くせ、と言いたい。国家の基本となる街づくりと経済復興を税金と官僚の手を使わずに実現してみせよ!

私が市長なら、政府に直訴する!

市長の御所見を賜りたいと存じます。

総務部長 新たに政権与党となりました民主党は

子供手当や年金制度の改革、医療介護の再生など、子育て教育年金医療といった分野へ税金を集中投資するという政策構想を打ち出しておりますが、こうした制度に対する新たな支出財源の確保のため行政刷新会議を設置し十一月に完全公開の基事業仕分けを行ったところであります。

また一方で、政府税制調査会が開催され、扶養控除の廃止など所得税等の見直したばこ税の増税更には環境税の制度設定と創設期の検討など二十年の税制の取りまとめに向けた審議を行ったところであります。このように国においては、民主党のマニフェストに掲げる五原則に基づき抜本的な政策転換を図っているとありますが、5原則の柱の一つに中央集権から地域主権へと地方分権の原則が掲げられています。このため今後さらなる地方分権が推進され立法権や権限移譲に伴う財政運営の権限などこれまで以上に地方自治体を持つ権限は拡大していくものと考えられます。

一方で、少子高齢化が進行する中で、先般内閣府の男女共同参画社会の世論調査が公表されてお

り、結婚しても必ず子供を持つ必要がないかという質問に対して、賛成と答えた人が、42・8%と過去最高の数値となっていました。これは若い世代の変化に伴うまさに少子化時代を反映した結果であり今後も人口減少の傾向が続くものと考えられます。このように地方の権限が拡大する一方で、人口減少による税収の減衰などこれまで以上に自主自立した自治体運営が求められる中、議員ご指摘の税金を使わない開発の例はこれからの地域主権の一つの考え方を示すものと考えています。

なお市民サービスの観点から、これまで前向きに事務権限移譲等考えてまいりましたが、今後も真の地方自治を目指し積極的な権限移譲や適正な税財源移譲等つきましては国と対等な立場で働きかけてまいりたいと考えております。

以上、お答えとさせていただきます。

② 「商店街の活性化」

近代的なモールへの転換で一定条件を満たしたものはPFIの対象として免税債付き債券を発行できるようにする。つまり商店街の組合を債券の発行主体とするために株式会社にする。そしてサイバーモールの併設、宅配機能の充実、駐車場・駐輪場の併設を義務づける。そういうことがどうしてもできない場合は、組合員の3分の2の賛成があれば代替地を玉野市が斡旋し、現有地と等価交換して新しくモールを造ることができるようになる。そのプロジェクトが良ければ、その会社に民間資金が集まってくるから、公的資金をほとんど注入せずに商店街を活性化できるわけです。

市長の御所見と、対策について質問します？

産業振興部長

商店街の免税債付き債券についてでございますが、税の免税を盛り込んだ免税債につきましてはアメリカでは地方債が公共目的で発行される限り投資家の自主所得に対し免税され、それにより発行期間は通常の課税債券よりも低金利で調達が可能になっているようにございます。これを実現しようと致しますと、日本の債券の制度の中に免税債を取り入れた制度ができるよう国において制度改正がされる必要がありますが、今後研究してまいりたいと存じます。

また、商店街の再開発手法として、出資を募りそれに対して配当を行う事業資金はこれまでございましたが、社債の発行による資金調達の方式も米子市等で始まっております。そのあたりにつきましても事例を調べてみたいと存じますが、事業の内容や規模が玉野市において実現可能なものかどうか検証すべき点もあると存じます。

以上、お答えと致します。

(3)自治体のシステム共通化には

クラウドコンピューティングを！

「役所の無駄」に、地方自治体のコンピューター・システムがあります。

今年8月10日、総務省は、全国の市町村ごとにバラバラだった地方税の業務や役所内の人事、文書管理などを県ごとに統一し、管理するソフトやデータセンターを一元化する方向で動く。そのための実験に「北海道や京都府などの5つの地方自治体に参加する」というニュースがありました。

このニュースを聞いて私は、総務省、つまり旧自治省は今ごろになって何を言っているのかと思った。現在、自治体ごとにバラバラなシステムを使っているのはなぜか。旧自治省のやり方がまずかったからではないか。それを今さら自治体がクラウドコンピューティングをやるのを支援しますよ、と外野席で応援している場合ではないだろう。

地方自治体も共通する業務は、クラウドコンピューティングを活用すればいい。総務省が用意したシステムにインターネットを経由してアクセスし、そこで必要な業務をやるだけのことです。

だから、5つの地方自治体が実験に参加するという行為自体がナンセンスなのです。5つの自治体にやらせると、またお互いに違うものができあがる。今、約1800の自治体が全部違うシステムを作っており、それらを開発する「サイバーゼネコン」が大もうけしたわけですが、今回もまたそれと同じ事が起こってしまうだけだと考えます。

総務省が地方自治体に要求している仕事の

やり方があるのなら、それにあったシステムを全国で1つ用意すればいいだけのことです。

これまでバラバラな開発が行われ、自治体でも結果的にIT化は大幅に遅れている。中央省庁の手がけたITシステムは外務省のビザにしても、財務省の納税にしても散々たる結果になっている。

クラウドコンピューティングを採用すれば、行政費用は10分の1になり、職員の数も減らせると考えます。

玉野市のクラウドコンピューティングに取り組む姿勢について、御所見をいただきたいと思います。

総務部長 議員御紹介の通り、クラウドコンピューティングはインターネットなど通信回線を利用して回線の先にあるシステムや機器等さまざまな利用者がサービスとして提供してもらう仕組みであります。この仕組みにより通信回線につながっている端末などがあれば、サービスを利用することができると比べて構築や運用にかかる経費を削減することが可能であり、議員ご指摘の通り、共通的に利用することができるため業務システムなどでは有効であることは認識しております。現在本市におきましても、複数自治体で共同利用しているものでありますが、岡山県及び県内市町村で構成されている岡山県電子自治体推進協議会において電子申請システムを構築運営し、共通的なシステムとして共同で運用しているところがあります。しかしながらクラウドコンピューティングを利用してシステムを共通化するには外部への共同保存や通信回線へのシステム依存、セキュリティや運用面における課題また他自治体へのシステム共通化による業務自体の見直しなど様々な課題があると思われまますので利用する業務システムの選択やセキュリティの対策などについて十分に検討することが必要と考えています。いずれにいたしましてもクラウドコンピューティングによる自治体システムの共同利用や統合、集約化などは市が独自で導入をするのは難しく、現在国や県、市等の関係機関において検討を進めているところでありまますので、今後も動向等に注視しながら調査研究を重ねてまいりたいと考えております。

で、御理解賜りたいと存じます。

再Q

役所が「効率化を進める」といっても、私の議員経験から考えて、額面どおりに受け取ることはできません。もともと思考体系が無駄の固まりなので、効果が少ないのです。

市長に本気で役所の無駄を廃止し、財源を確保する気がおありであるならば、「何が無駄なのか」を突き止めて考えて、市民生活者の負担が一番軽く、利便性が一番良い効率化を実現していただきたい！

行政コストを10分の1以下に掘り下げることが「財源」への最短距離だと考えます。

市長に積極的な検討をお願いしておきます。

二、黒田市長は、 情報公開、コンプライアンス マネージメントを “理解していない”

1、ハローズ出店計画の八百長！

私の調査に基づいて、質問いたします。

□(1)ハイライフ秀天橋町内会における、

玉野市側の説明会

●①ハイライフ秀天橋町内会の反対派説明会に、玉野市から、市長はじめ、副市長、他6人も部長が説明会に出席された、その理由をお聞かせ下さい？

●②このような事例がかつて玉野市にあったのか、事例を挙げてお答え下さい？

●③一方では、同町内会の賛成派のための市側の説明会は、町内から要請があったにもかかわらず、断っていると聞き及んでいきます。

その根拠を具体的に説明下さい？

建設部長 ①町内会から今年4月24日に説明会の要望が提出されこれまでの経緯、玉野市の考え方等について、市長の方から説明をして欲しいという要望がございましたので、5月7日にこれまでの経緯、条例の規定等による手続き関係等について町内会の方々に申し上げたものでございます。

②なお開発許可事務は、平成19年度に県から市へ事務以上されたものでございまして、このような開発事案は初めてでございまして、このような説明会の事案は初めてでございまして、①賛成派の要請はなかったもので、説明会は行っていません。

以上お答えとさせていただきます。

宇野Q ①②ni質問は、市長はじめ6人もno部長等が退去して説明会に出席した例があったのか

とこのことです。誤答弁を？

建設部長 この件につきましては玉野市開発条例

と言うことで、このような提案が出されたのは初めてでありまして、それで説明会でございしますが、市長と副市長、所管の部長が2人、所管の課長が

2人参加して、これまでの経緯を質問いたしております。賛成派、反対派というのではなく町内会に対してこれまでの経緯をご説明したということでございます。

以上お答えと致します。

□(2)ハイライフ町内会長及び副会長 名で、玉野市に、同意書が提出されその後業者から、開発事前協議申出書が 11月13日に提出されている。

その経過措置はどうなっているか？

1ヶ月近く放置されているようでありますが？

玉野市が、この案件を放置している理由を具体的にお聞かせ下さい？

建設部長 事前協議につきましては、玉野市都市計画法事係の開発行為の許可の基準に関する条例第2条第3項及び第3条第2項に係る開発行為の取り扱い基準、以下取り扱い基準と申しますが、これにそれが定められております。その取り扱い基準第5において、開発事業者は、開発者及び周辺住民等の協力が得られるよう調整し、市は必要に応じ周辺住民等の意向並びに協力の度合いについて、確認を行うものとされています。本開発計画につきましては、11月13日付で地元同意書を確認の上、開発事前申出書を受領いたしました。その後11月24日付けで、町内会から11月20日開催の総会において、地元同意はしておらず、開発指し止め要求書が提出されました。これらのことから取り扱い基準第5における地元意向および協力の度合いについて、再度調査することが生じたため、現在地元住民の意向、協力度合いの確認について調査を進めているところであり、これに相当の日数を要することから、12月1日付けで申請者に対し取り扱い基準の第4項に基づき協議期間の延長通知を送付したところでございます。

以上お答えと致します。

□(3)さらに、この同意書等が、玉野市

に提出された数日後、反対派の町 内会長でも副会長でもない無役の住民 が、同意書を情報公開条例に基づかないで、直接閲覧した上に、その資料等の入手を、玉野市情報公開条例に基づいて、情報開示請求手続きをしている。ところが、玉野市は情報開示を開示請求後、15分くらい後に即時に開示している。

地方公務員法・守秘義務違反&情報漏洩、情報開示等違反に該当するのではないか？

●① そこで開示請求直後、瞬時に情報開示請求書類（同意書、開発申請書等一件書類）を開示して、手渡していると聞いています。

しかも個人名や印鑑も鮮明に開示されたと。俗に言う黒塗り部分は一カ所もなかったと聞き及んでいます。

●② 翻^{ひるがえ}つて、このように玉野市の情報開示請求は、当初提出された反対派の町内会長等の提出書類に関しても同様に、利害関係者が開示請求すれば、玉野市情報公開条例に則って、個人名はじめ住所、印鑑などの個人情報も伏せないで、しかも請求当日に瞬時に情報開示してもらえるわけですね？

お答え下さい。

●①と②は相反するが何故そのようなことになるのですか？

理由をお聞かせ下さい。

●③さらに、その情報開示された同意書等を、入手した本人達は、これをコピーして多くの住民に説明したあかつきに、情報開示請求と同時に当書類の瞬時の開示で入手したことを、公言しないように、それら多くの関係者に、口止めしていることも、明らかになっています。個人情報に記載されているこれらの書類をコピーして多くの関係者に説明しても玉野市側としての問題はないのですか？

問題があるとする、玉野市はどのように責任をおつもりでしょうか？

なぜ公言しないように口止めたのでしょうか？

玉野市がそのような、御指導を行ったのではございませんか？

御所見を？

建設部長 同意書の開示請求等についてでございます。情報開示につきましてもは条例により情報開示請求のあった翌日から、15日以内に開示できるかどうかの決定通知を行うようになっていますが、できるだけ速やかに開示する内容を含め開示非開示の決定が求められております。通常開示文書の特定、文書の創作、開示非開示の内容の決定の各段階を経ることとなりますが、今回の場合1月11日付けの同意書のみということで、開示文書の特定、および文書の創作につきましては時間を要しませんでした。また開示につきましても、町内会として提出された公的な文書を、当該町内会の構成員に開示するものでありますから、全部開示の判断となり、受領後すぐに決済をとり、同日の内に開示を決定したものでございます。従いましてその他の文書につきましても、以上の条件が整えばできるだけ短時間で決定することができると考えております。この手続きを経て開示した文書であります同文書につきましてもは当該住民の皆様方にお示しするに当たって、口止めをしたとのご指摘につきましては、そのような事実を召致しておりませんので、ご了承いただきたいと思います。町内会の同意書のみでありまして、正当な手続きを経ているため問題はないものと考えております。

以上、お答えと致します。

□(4)玉野市の情報公開条例に基づく、情報開示請求について、開示決定通知書

等、具体的に(日程や通知方法等)詳しくご説明下さい。また、玉野市の言う個人情報の定義を分かりやすくご説明下さい?

先ほど御答弁いただいた個人情報の定義のご説明と②とは矛盾しますが、何故ですか?

条例では、(開示、不開示の決定)情報開示請求のあった日の翌日から15日以内に開示できるかどうかを決定し、通知書でお知らせします。とあり、ただし、止むおえない理由があるときは、決定期間を延長することがあります。(通常は請求のあった日の翌日から45日を限度)等。

理由をお聞かせ下さい。

●①このような時期に、このような同意書、開発申請書類等は、情報開示しても、玉野市では問題がないとお考えなのでしょうか?

先ほどの部長の御答弁から、玉野市の情報開示については、瞬時に開示してもいいという特例があるのですね?

質問します。

建設部長 条例の12条の方に実施機関の開示請求に係る行政文書の全部または一部を開示するときはその旨の決定をし、開示請求者に対しその旨および開示の実施に關し必要な事項を書面により通知し速やかに開示をしなければならぬという条項が有り、速やかにということ今回その日の内にとり判断を致しました。

以上お答えと致します。

□(5)情報漏洩

●賛成派の2000数百名の署名簿が、提出日に反対派に漏洩していた事実があるが、玉野市では問題はないとお考えでしょうか?
お尋ねします。

●同意書に署名捺印した三人の本人宅を先ほどの情報開示等を行った4、5人で戸別訪問している聞き及んでいます。

訪問された本人等は、脅威を感じていろいろな機関や個人、友人に相談したことも、聞き及んでいます。

事件性はないとお考えですか?

御所見を賜りたいと思います。

建設部長 どちらについても内の方にはつきり通知があったり要望があったりしたわけではございません。あくまで噂の段階では聞いておりますが、あくまでそのような事実を確認しているわけではございませんので、ご了承いただきたいと思います。

以上お答えと致します。

宇野Q それでは、11月20日の集会の議事録の提出を求めて確認してください。

引き続き11月20日のハイライフ臨時会等から関連質問を行います。

□また、このような行動を起こした人達は、同意書を入手したり、指し止め請求を

玉野市へ行った後で、ハイライフ秀天橋町内会長及び、副会長には何も知らせず、当町内会の臨時会と称して、町内の住民を集めたうえに、町内会長及び副会長を解任して、自分たちが、当町内会長と副会長に収まったと聞き及んでいます。

●ハイライフ秀天橋町内会規約に基づいて違法ではないか？

御所見を？

●さらに、当町内会規約違反の、この臨時会で、当町内会長及び副会長になった2人は、こともあろうに、この臨時会は11月20日に開催されましたが、その前の11月16日に、情報公開と同時に、同意書等を瞬時に入手したうえ、翌17日に、指し止め請求書を市長に提出しています。

これを、玉野市長が受け取っていると聞き及んでいる。

●事実かどうか、市長にお尋ねします。
違法性はないか？

建設部長 先ほどもお答えの中で申し上げましたが、今そういう調査をしております、町内会の規約であるとか、総会の内容の議事録を取り寄せ調査をしている段階で、申請を延期していただいているという状態ですので今しばらくお待ちいただきたいと存じます。

以上、お答えと致します。

宇野Q まず、しっかり議事録を読んでいただく。

□これを踏まえて、玉野市は、開発審査を

延長する旨の通知を行い、さらに、玉野市自ら、ハイライフ秀天橋の52戸全戸を戸別訪問し、賛成か反対かを問うて回ることも聞き及んでいます。

●なぜ業者がやるべきであるような仕事まで玉野市の税金まで使って、開発反対者の片棒を担ぐようなことまでするのか？

御所見を賜りたいと存じます。

■この事案は最初から、玉野市が反対派主導を決め込んでいるとしか考えられない事案ではないか？

市長選挙対策・・・等々、噂が噂を呼んでいる、市長の御所見を賜りたい？

□ハイライフ秀天橋町内会では、ハローズ出店計画に伴い、町内会に対策委員会なるモノが設置されたと聞き及んでいます。

それは、スーパーマーケット出店計画の反対派が中心に対策委員会を設立している聞き及んでいる。

その対策本部には、本市総務部長がしゅっちゅう出席して、アドバイスを行っていることも聞き及んでいます。

また、さきに指し止め要求等を行った中心人物のAが、町内会長を隠れ蓑に、「いざというときは私が対処するから・・・、と、おとなしい町内会長を祭り上げて、何かあったら私が、前に出るから等々・・・」という事実も聞き及んでいます。さらに、町内会長は、再三再四、Aに辞任を申し入れていることも聞き及んでいるが、Aは「辞任等ワシの言うことが聞けないなら、この町内会におれんようになるぞ！」と、言われたことも、聞き及んでいる。

そういうことから、当町内会長が体調を崩して入院しているようにも、聞き及んでいる。

このように、この事案は最初から、玉野市が反対派主導を決め込んでいるとしか考えられないという意味深な噂もある。

以上のことから、黒田玉野市長は、情報公開等、コンプライアンスマネージメントをよ

く理解されていないのではないかと、推測されるが？

市長の御所見を賜りたいと存じます？

市長 すべて噂を基にですね、ご発言をされてきてですね。先程来部長がお答えしているとおりですね。我々にはそうした事実は伝わっておりませんし、あえて否定を指していただきますと、我々はその開発の成否について事前に筋書きを設けてですね。その方向に進めていると言うことははっきりと否定をさせていただきます。ただし個人の名前等々も上がったようですし、噂ですね。この神聖な議場の場ですね。議論をさせていただきます。いただくことは控えさせていただきます。以上お答えと致します。

建設部長 先ほどの町内に対して、52件とか行くとか言う話は全くございません。それから市の方としては開発の権限を持っておりますのでどちらの立場に立つわけでもなく条例、法に則った申請が行われそれが合意されるものであれば受け付けますし、先ほど申し上げました地元の協力的なところというところに疑問符が付いておりますので、これについて調査をするということで、あくまで賛成反対と言うことでなく、中立の立場で正式に審査をしていきたいと思っておりますのでご了承いただきたいと思えます。

□この事業を袖にしたら、30年間放置さ

れていたこの地域の土地は、また死蔵されるのです。

市長の「ミニマリスト」は「富の創出」は皆無であります。すべて「富の分配」であります。

今なら、玉野市がカネを掛けずに「富の創出」と「雇用の創出」が、棚からぼた餅的に入ってくる！

固定資産税だけで、毎年、約2000万円。

雇用の創出が、約150人

この事業が、玉野市の市民税の総額の約1%であるなら、市長の施策の「1%支援事業」に当てられるではありませんか？

そもそも、私も議員や市長はじめ公務員は、税金で飯を食ってるわけですからね。高い報酬もらって威張ってちやいかんのですよ。税金を払っている市民のために、一円でも税金を安くするのが我々議会の仕事ですよ！

財政危機だから減税できないとか言うけれど、そんなの嘘って分かるでしょ。

まあ、これで市民の皆さんも、政治がどんなものか、お分かりになるんじゃないですか。

こんなうまい事業を袖にして、財政危機だ増税だと騒ぐのはいい加減にして欲しいですね、もう。

さーどうする！

これが、21世紀の市長の判断力というモノですゾ！

減税なき行政改革なんてありえないでしょう？

市長の正々堂々とした開発を臨みます！
御所見を？

んでる人の生活圏を補償すると言うことが第一議でありまして、この議会でも申し上げましたけども住んでる人たちの安心安全を確保するという最優先の課題から始まっていろんな諸課題があって、儲けるために開発行為を起こしていこうということがありますから、そういう考えの基で姿勢に邁進してまいりたいと思います。

以上で、お答えと致します。

広畑議長

宇野議員に申し上げます。先ほどの発言中、市職員が利害関係者の場に市職員として頻繁に出入りしている旨の発言がありました。発言内容は事実のみ発言されるようお願い申し上げます。本件において、議長において部長に質したところ、そのような事実はないとのことでありました。以上、宇野議員に注意いたします。

宇野Q 議長にお琴がをお返しするようになりませんが、部長(総務)は一度も対策委員会に 行ったことはございませんか？

総務部長

私は本議席におきましては、総務部長という立場で出席をさせていただいております。ただ今のお答えをするには、別途手続きを踏んでいたが必要があると思いますので、御答弁させていただきます。

宇野Q それでは、総務部長ではなく、西村さんという個人で出席されたことはございますか？

広畑議長

暫時休憩いたします。

(事務局次長) 代表者会議開催します。

広畑議長

休憩前に引き続きまして、会議を開きます。

市長

まずやらないといけないことはですね、住

(2)市長は、個人情報保護条例を

理解ついでに

Q 議内第185号・運営委員会協議事項（通知）について質問します。

玉野市議会は、一人会派を無視した議会運営を行っています。そういうことから、市長に質問します。

玉野市はこれまで、職員の交通事故等による損害賠償にかかる専決処分報告様式について、個人情報保護の観点から加害者である玉野市職員の氏名や住所等は何も明らかにせず、損害賠償の被害者である相手方の氏名や住所、被害物の明記を行っています。

私は玉野市議会議員当選以来、何度も何度も、玉野市個人情報保護条例に則り、被害者の氏名や住所等を、加害者の玉野市職員と同じように保護すべきだと主張してまいりました。

しかし、これまで玉野市は、私のこうした忠告を無視続けてまいりました。

先の九月定例会で西村総務部長は、12月定例会までに、この問題に最終決着を付ける趣旨を御答弁されましたから、私も内心期待していました。

ところが、今回の平成21年11月20日開催の議会運営委員会協議事項で、この議内第185号による、交通事故等による損害賠償にかかる専決処分の報告様式について、個人情報保護の観点から損害賠償の相手方（被害者）の住所表記について、丁目、番地等を省略することに決定したとありました。

個人情報保護条例に則った、玉野市と市民代表である議会側の協議がこのような結果になるうとは、言語道断、官尊民卑の最悪の決定ではないか？ 私は非常な怒りを覚えると共に、この案件に一人会派であることから玉野市議会議員として1人反対であること、を、いま、この本義会場で表明いたします。当局の、議会とのこの問題の交渉の成り行きについて、御所見を賜りたいと存じます。

総務部長

専決処分報告における損害賠償の相手

方の表記についてでございますが、天野市職員の交通事故等により、損害賠償を行う場合は、地方自治法第180条および、議会の議決により決定された、市長専決処分の指定に基づき、損害賠償額が50万円以下の案件については、専決処分を行った後、議会において内容の報告をいただいているところであります。この中で相手方について、報告することは損害賠償を行うために必要な法律に基づく手続きでございますので、個人情報保護条例で禁止されている目的外の利用には当たらないものと考えております。しかしながら、個人情報保護に対する意識の広がりへの配慮も必要と考え、相手側の氏名等につきましては平成20年以降、議場での読み上げは行っておりません。また、議案書への記載につきましても、議員のご指摘をきっかけとして、議会運営委員会へもおはからいした結果、住所の内、丁目、番地等を省略することで、ご了承いただいたところでございます。

損害賠償につきましては、玉野市が法律上の義務を負う案件でありますので、相手方が全く不明のまま議会へ報告することは適当でないと考え、他の人事案件同様、丁目、番地等を省略することが最適ではないかと考えております。以上お答えと致します。

宇野Q 今の説明では、玉野市、個人情報保護条例に違反していると厳しく指摘をしなければなりません。

この案件が大きく報道されたら、名誉毀損の動きが出てくると考えます。

出てきたらどうしますか？

市長の御所見を賜りたいと存じます。

総務部長

名誉毀損には当たらないと考えておりますので、今回取り決めていただいた方法で取り扱っていきたいと考えております。

3、私のユスリ力防止対策の

成功例と、玉野市の対応？

1999年4月玉野市議会に当選以来10年間、ほぼ毎年追及と提案を申し上げてまいりました、「児島湖ユスリカ対策」問題。

5〜6年前には日本の公共事業は、欧米の4倍の工事を行っていましたから、300億円もの巨費を投じて、児島湖のヘドロ改修事業等を行っていました。しかし、費用対効果はほとんどありませんでした、にもかかわらず、国や県はヘドロ改修工事の効果が7〜8年くらいはあると説明していたことを覚えています。その期限が、今年か来年だと思いません。

まさか、岡山県の借金比率は大阪府以上ですし、国も約860億円の借金と約700兆円の年金負債等をかかえているから、以前のようなヘドロ回収事業費の拠出は到底むりだと考えますが、最近の「児島湖のユスリカ対策」について、国、県、市の動向をについて、ユスリカシーズン到来に際し、御所見を賜りたいと存じます。

議長 会議の延長について申し上げます。ただ今の会議を延長したいと思います。

市民生活部長 ユスリカ対策は根本的には児島湖の水質浄化が必要です。これまで国に、県、本市を含めた流域市町が連携して、水質や環境保全に対する各種事業を行っておりますが、流の少ない閉鎖的水域ということもございまして、すぐに表れるような対策がなく、方策を模索しているのが現状です。国、県、市の動向についてでございますが国におきましては、水質汚濁防止法で規制されていらない生活系、農業水産系の配水も対策する必要がありますことから、湖沼水質特別処置法を設定いたしましたして、重点的に水質保全対策をこうじる湖沼として、児島湖を指定すると共に、平成4年から18年にかけて国営総合農地防災事業として、浚渫や埋め戻し事業等、水質保全対策の推進を図ってまいりました。また県におきましては清掃活動や、環境フェアなどを通じ、県民の環境保全意識の高揚を図ると共に、児島湖に係る水質保全計画を策定し、下水道の整備をはじめ、農業配水施設や合併浄化槽の整備の他、流入河川の浚渫や浄化用清浄水事業など総合的勝計画的に水

質保全対策を実施しております。一方、本市では下水道および、合併浄化槽の整備や生活排水対策の普及啓発など各種の水質浄化対策を実施すると共に、民家への被害を少しでも防ぐ目的で、対処法的ではございますが、湖畔上周辺に19基の誘蛾灯を設置してまいりました。また平成19年3月から、国、県関係市の他大学の研究者を加えた、児島湖周辺ユスリカ研究会を設置し、各種調査の結果などを情報交換を行いながら、連携して研究しているところであります。その結果現在までにユスリカの好む波長450〜570ナノメートルであります。そういう波長やユスリカの幼虫を良く捕食する魚の特定などわずかながらではあります。寄与する情報が得られています。これらの結果を踏まえ本市といたしましては誘蛾灯については、ユスリカの好まない波長のランプに取り替えていくと共に今後も機会あるごとに下水胴の整備など水質保全につながる事業の推進を国、県に強く働きかけるなどなお一層の連携を図りながらユスリカ対策に取り組んでまいりたいと考えております。

以上、お答えと致します。

宇野再Q 私が提案した施策は、国も、県も、玉野市も類被^{ほおかむ}りを決め込んでおられました。

しかし、私の市政レポートを読まれた心ある人が、提案を2年前に取り入れてくださった先進的な企業があるので紹介しておきます。ファミリーマート八浜店（他、古山医院、田辺委員、コスモ薬局）の2重ドアです。対策費用は約170万円。

（写真を掲げる！）

こういう施策の一部費用の補助を求めましたが、玉野市には冷たく袖にされた経緯がありました。

八浜に住むと、環境の不整備から、ユスリカ対策費用が別に必要だという事例を御紹介しておきます。

市民税等の減税を！

健闘されてはいかがでしょう？

これで、私の質問はすべて終わりました。ご静聴ありがとうございました。

参考 ●①（去る11月22〜23日に、我が家に

届けられた、**11月20日(金)**のハイライフ秀天橋・臨時会のCD-Rから明らかにした事実を抜き出した部分を文書化したものです。

① ー ー ー 最初に、わたくし●●は、対策委員のお世話をしております者の方からいくらかの説明をさせていただきます。

まず、同意書というのをご覧下さい。同意書というのはホッチキスで留めてあるものです。よろしいでしょうか。まず同意書を読みます。「今般ハイライフ秀天橋町内会としてー ー ー。2枚目、(株)ハローズ殿、(株)ジュンテンドー殿、平成21年11月19日先週の木曜日。同意者ー ー ー。」以上。この同意書が、実は先週の金曜日13日に市の都市計画課に提出されました。

② ー ー ー 皆さんも新聞を見て驚いた方がいらっしゃると思うんですが、地権者を中心とした方々が2千数百名の開発推進の署名を市に届けました。で、その署名用紙は団地の●●が手に入れたのを、私の所に届けてくれたんですけど、ー ー ー。

③ ー ー ー これは(①)、きつちり出されたんです。そしてこれは、そのニュースを実は教えてくださったのは●●です。ー ー ー ー 彼が、同意書が出たと教えてくださったと。それでえーということでも市の方へすぐ話をしに行きました。土日挟はさまみましたが、月曜日に話をしに行つて、都計のー ー ー、せいしきにあのー情報公開の手続きをして手に入れたのがこの文章です。同意書です。正式な形で手に入れた者です。もう即日、ほんの15分・20分待つていただいたら出していただけです。通常は、15日で出せばいいという決まりなんですけども、ー ー ー。

④ ー ー ー 4人でハンコついていうことを持って行って、市長宛に提出してきましたので、市の風に状況をー ー ー。

⑤ ー ー ー、指し止め請求は事前に皆さんに

測る暇もありませんでしたから、してきまして、一応功を制したと。ー ー ー。

⑥ ー ー ー 本当の同意書かどうかという、ー ー ー 実際に確かめてみる必要があったんで、休みが間にありましたけども、月曜日、ー ー ー。都市計画課にー ー ー、朝一番にいったらー ー ー。ー ー ー 見せてくれと言ったら、まさかすんなり見せてもらえるとは思っていませんでした。まあ確認したら、間違いない内の会長、副会長の判が押してあったり、他1名が押されとるのを確認しました。

ー ー ー 指し止め請求のことを教えてくれました。今まであまりこういうモノは指し止め請求とか出されるといふのは役所にはないので、全然書式ですとかね、フォーマットとかいうものは決まっておりますので、何でもえんじや。出してくれりゃあ役所としては動く。そういうアドバイスを受けました。

ー ー ー この指し止め請求とか、開示請求、市民開示請求とかそういう制度があるよということでも皆さんがご覧になつている同意書は正式にもらつてきたものです。ちゃんと、市民情報開示室かなんかいふ、そういう玉野市には施設があつて、個人情報以外はたいいてい15日、長くて15日以内にほとんど見せてもらえるそうです。

ー ー ー 同意書ですがあくる日、火曜日ですか。これまた朝一番に提出して、受理に。これはですね受け取り、宛先はですね、市長宛がいという事で、ー ー ー、まあそれがざつと月曜、火曜日2日の流です。

⑦ ー ー ー、これで終わりにしたいと思います。で、文章ですが、先ほどのことがあるようにほんと3人は呼んでないんですよ。

■町内会の反対同意書(長谷川氏の独走)

(1) 開発のデメリット(反対意見)しか住民は

聞かされていない。行政と業者による合同説明会は必須である。しかも、団地、団地以外の周辺住民との合同説明会でないと、団地住民は長谷川氏に対して、これまで沈黙を守ったまま意見が言えずにいる。会長を務めた私が何も言えなかったことを察して欲しい。

(2) 辞任の再三の申し入れに、長谷川氏は「団地におれんようになるぞ」と、恫喝された。

(3) 精神的にめいって岡大精神科受診、長谷川氏を訴えてやりたい。

(4) 住民はこの開発の内容はほとんど切知されないまま、長谷川に意見も言えず、反対派の後ろにくっついて瞑想中の人が多いと私は思っている。

■住民の安心安全(市長の弁)

ハローズ進出により次のようなメリットがある。

(1) 配水 (2) 交通 (3) 環境 (4) 利便性 (5)

■情報漏洩・噂がない

(1) 総務部長西村氏の対策委員会等へ出席とアドバイス。「立場があるので、こんな所へは集積できない」

「など」が入ると

「条例で決めることも

ひとつ、検討してみよう」

という意味になる。

「など」を入れるかどうかで、各省庁は死にもものぐるいの論争をしている。

「検討する」は、

「検討した結果やる」

「検討した結果やらなかったが検討した」の両様に解釈できる。

政治家も能力が無くなってきた。

優れた政治家は役所の言い回しや用語に非常にネガティブな反応をする。

能力のない政治家は、官僚の書いた文章をそのまま読む。

玉野市職員の自殺の原因と人数

自殺者 平成19年・貝殻山で山田の高島

灘崎町の自宅アパート林。

和田消防署で今井。

下水道ビルで2人。

質疑

質疑とは、議題に供された事件について疑義を質すものと、執行機関の所信表明、報告などに対する質疑とがある。

地方分権により、

首長の力と、

議会の力の格差が増大した。

地方自治法2条14項

地方公共団体は、その事務を処理するに当たっては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない。

玉野市予算とはどういうものか？

1, 「予算書」 & 「予算説明書」

2, 財政債権を言いながら、カットするところはあるか？ ➤ない苦悩

3, 予算委員会の実態は？

4, 利権とムダのブラックホールとなるか「特別会計」

5, 道路特定財源

6, 玉野市の経済見通しは外れないか？

あなたの税金はこう使われる

7, 何のための誰のための農業予算か？

8, ウルグアイ・ラウンド対策予算は従来の農業予算に上乗せしただけ

9, 小学校、中学校に通うもどもにいくら負担しているか？

「老後の面倒まで見てやる」と豪語するけれど

10, サリーマンの給与明細から見た市民負担の現実

11, 一件高そうで実は低い日本の年金支給額

12, これ以上税金で社会保険制度を支えきれるか

13, 「子は親を養え」は年金運営でも通用するか

14, 医療技術が進み国が面倒見れば見るほど病人の数は増えていく

15, 存続だけ田目的となったのか「特殊法人」
92

16, デフレ時代の価格破壊知らず高速道路料金
の秘密

17, 年金財源は本当に大丈夫なのか財投の資金
運用

地方交付税、地方譲与税の配付金特
別会計

18,

言うは易し行財政改革

19, 「予算のお目付役」にはほど遠い監査委員
は機能しているか？

20, 見かけの行革しかできない本当の理由

21, 役人へ裸子は実は行革を先送りする議論

それでは本論に入ります。

平成19年度・決算統計(地方財政状況調査表)
から、

1, (P38-1)「投資的経費の状況」

用地所得費決算額が、61,282(千円)で、
取得用地面積が578ヘーベーとなっている。ヘ
ーベー単価一〇,6万円。坪単価35万円。ほど
この土地か？

2, (P47)「地方債借入先及び利率別現在高
の状況」

を、拝察いたしますと、7%超の借入が見受けら
れる。財正が逼迫ひっぱくしている中で義徳志ひつぱくいおりから、
小売借金の低利借り換えを、急いそごう！

3, (P55)「施設の管理費等の状況」

玉野市には保育園がだお規模園から小規模園まで13園ある。

そのうち民営化の築港保育園の委託料は、約4600万円である。他の公営保育園12園の年間所要経常経費は、約11億4千万円である。これを単純に1園当たり換算すると、約9銭百万円になる。ということは、公立園は民間委託の約2倍の所要経常経費がかかっている計算になると鑑み、民営化が急がれると考えるか？

税込+税外収入(49・7兆円)、一般歳出(46・4兆円)、地方交付税等(14・4兆円)、国債費(18・8兆円) || 公債金収入 || 借金(30兆円) ∴ 公債残高(約54・2兆円)

これを、一ヶ月分の家庭の家計に例えた場合一世帯収入(約40万円)、家計費(約37万円)、田舎への仕送り(約12万円)、ローン元利払(約15万円) || 不足金 || 借金(約24万円)

その結果、年度末には、

公債残高(約54・2兆円)、

ローン残高○

月収が40万円として、月64万円の支出があり、しかも5、200万円のローンがあると言うことです。

これは果たして返せるでしょうか？

月々の給料田krで返せないのは明白でしょう。

後は、家、車、宝石などを全て売り払って返せるかどうか・・・。

それだけの資産を持っているかどうか、ポイントでしょう。

日本の負債2005年度「戦略経済研究所」

1, 国及び地方の長期負債残高 775

兆円

2, 政府借入金・政府短期証券 142

兆円

3, 財政融資資金特別会計国債他 143

兆円

公的債務総額(2005年度末) 1,060

兆円

さらに、4, 政府保証債務 58

兆円

税込+税外周乳

49・7

兆円

∴日本政府は、年間収入の20倍以上の負債ちなみに、産業再生機構が支援の対象は、負債が年間の現金収入の一〇倍以内の民間企業。

平成18年度財政状況

生活者のための農業を！

「**世界各国の通貨に対して弱くなっている円**」

通過の価値は、いわばその国の国力を表す指標である。

イギリスの上場企業の実に半数が外国資本に支配されるようになったが、それとは逆に資金、雇用、技術がイギリスに新たに入ってくることを意味している。

特にイギリスの政調の70%くらいが金融機関によるもので、ロンドンは紛れもなく世界の金融センターになっている。

ブルドックソースのようなマイナー企業でさえも外国勢から守ろうとする国がいいのか、「来るものを拒まず」のイギリスがいいのか。世界の市場から次第に外れていく道を選んでいる日本か、世界市場をとにかくにも体内に取り込もうとしているイギリスか、これからの10年で明確な答えが出るだろう。

プライマリー・バランスとどう

プライマリー・バランスとは、「これ以上借金をしなくてもいい」収入と収支のバランスのこと。逆に言えば、これでは「借金は減らない」。プライマリー・バランスの考え方の中には、借金を減らすという発想はない。

しかも政府が「歳出を減らしている」と言っているのは、先に述べた国家予算の「一般会計」と「地方財政会計」の部分に過ぎない。政府が関与しない形で歳出される「特別会計」や国会の承認を必要としない特別団体などの「政府関係機関」への歳出は、増加の一途をたどっている。

一、道路特定財源問題で、 市長の考えを問う

道路特定財源問題で与野党がもめにもめていきます。

道路特定財源は、ガソリンや軽油など自動車にかかわるものに課税する仕組みであり、使用目的は道路の建設・維持であります。税率が上積みされている部分（暫定税率）については期限が定められていて、本来ならば今年（2008年）3月で失効してしまうはずでした。そこで、多数の道路族を抱える自民党が延長させようと動き、野党がそれに反対、道路特定財源そのものを一般財源化するべきと反論しているという構図が実状です。

とことが、その自民党の中の、それも元首相である小泉氏が「そろそろ福田総理が『一般財源を前提として、譲るべきは譲っていい案をまとめよう』と言えは妥協の話は出てくる」と、一般財源化を視野に入れた発言をしたのです。「自民党の中にも一般財源化を支持する層はいる。例えば私みたいに」と。

小泉氏は、もともと一般財源化しようとしていた政治家です。だから、こういう発言をするのは不思議でも何でもなく、本来であればニュースバリューとしては大きなものではありません。にもかかわらず今回、彼の発言が大きく取り上げられたのは、小泉待望論があつたのだと私は思う。なんとなく「よいしょ」と押し上げられているような印象を受けました。久しぶりに小泉氏の元氣な姿を見て、喜んだ人はたくさんいたでしょう。

こうなると、困るのは現在の首相である福田氏です。もし彼が一般財源化に妥協したら、「なんだ。福田は結局、小泉のマリオネットか」と思われてしまうでしょう。たとえ一般財源化が彼の本心であり信念であったとしてもです。それは彼の今後の政治生命にどのような影響を与えるか。少なくともプラスには作用しないでしょう・・・。

そのような心配をしていたところ、福

田首相が出したのは、まさに民主党と小泉元首相の折衷案ででした。

この案は道路族から見ればどうてい容認できるものではありませんが、参議院で多数を占める民主党との接点を探る上では有効なものです。折衷案を出したことで、逆に（既に入ってしまった）08年から全額一般財源化、と言っている民主党が無理難題を持ちかけているように見えます。

いま全国の首長の方々も意味深長な発言をされています。

玉野市長としての黒田市長の御所見を賜りたいと存じます。

※ 「首相・与野党の道路特定財源を巡る主張」と、「暫定税率が適用される道路特定財源」資料を参照下さい。

暫定税率は、年間約2・5兆円

暫定税率について、賛成派は「真に必要な道路が造られなくなる」「ガソリンの料金を下げたら車に乗る人が増えて、地球温暖化に悪影響を与える」などと理屈を付けています。それはそれで一理あると思います。

そもそも暫定税率とは何か？（※「首相・与野党の道路特定財源を巡る主張」とともに、「暫定税率が適用される道路特定財源」資料のように随分たくさんあるのです。）しかもこの30年くらい暫定といいながら「永遠に」取るかのごとく当たり前のように取ってきました。道路を整備するため、と言えば聞こえはいいのですが、整備された後も掘り返してはまた整備するために年間2・5兆円くらいの膨大な税金が余分に搾取されてきました。

黒田市長の道路特定財源問題について、1、暫定税率。2、一般財源化3、その

他について。市長の意見をできるだけ詳しく御答弁いただければと存じます。

再質問

私の考えを述べます。わたしは、基本的には暫定税率はやめて、石油の値段を下げるのが一番いい案だと考えています。これについて詳しく話してみたいと思います。

環境を守るためなら全く別の税制を検討すべき

わたしは、石油の値段を高くすること自体には反対ではありません。もちろん「正しい理由があれば」という注釈を付けなくてはいけません。

地球温暖化対策などはその「正しい理由」の例です。「地球温暖化を防止するために、ガソリンに高い税金をかけますよ」という理由を付けて、国のコンセンサスとして、石油の価格を高くして消費量を抑えるというのは間違いではありません。たばこもそうです。吸い過ぎれば健康を損ないます。だから、ある程度高くして、吸い過ぎを抑制する。そういう商品が通常の税率よりも高く扱うのは問題ではありません。

こうなると、ガソリンで集めた税金を道路だけに費やす必要はありません。論理がずれてしまうからです。環境のために使う税金なのだから、森林を切り開いて道路を作るわけにはいかないというものです。むしろ代替えエネルギーの開発に何%使うとか、石油存在の体制を変えるために何%使うというような、税金の使い道を考えなくてはいけません。そうやって石油に対する抑止力を強化していくべきではないでしょうか。

そのために、自動車関連に課税するこ

とは問題ないと思います。だから、道路特定財源としては維持しないで、まったく新しい議論を経て、必要性を論じ、あらためて新しい制度を作るべきだと思います。

道路はこのほかにも道路公団のように料金をとって維持・拡大をしているところがあります。そのほかに農水省関係でも農道と称する立派な道路建設費もあります。少なくとも諸外国から見れば、いまだに公共工事へ異常な建設資金が投じられています。今の道路はほとんど予算消化のために何回も同じところがほじくり返されているのですから、予算が減っても利用者はあまり不便を感じないはずです。

一般財源にしたら無駄遣いされるのがオチ

仮に、道路特定財源を一般財源に入れたらどうなるか。きつといつものように「介護に使います」「教育に使います」「福祉に使います」という名目になるに違いありません。そうなたら税金にメリハリがなくなります。「いくらあっても間に合わない」ところに投入するのは良くありません。

過去、立派な名目をあげた課税がどうなったかを考えればすぐに理解できると思います。各省庁がズブズブと予算を取っていくだけになると考えます。そして税金の有効な使い方を考えるよりも、寄ってたかって無駄遣いをして、あつという間になくなってしまおうでしょう。

例えば今、消費税を全額福祉・年金の目的に使うという案が出てきていますが、そういう目的税なら人々の監視の目が効きやすいと思います。

だから、わたしとしては道路特定財源を廃止し、その税収はいったんなくしてしまえばいいと考えるのです。そして、これまでとは全く違う新しい議論を通して、石油消費量を抑えるための新しい税制を設ければいいと考えます。税制は石油消費を抑えるためでありますが、税収は代替えエネルギーとか温暖化対策に使う、ということも理解できる。手順としては、代替えエネルギーの開発に必要な予算が出た段階で、暫定、あるいは恒久税率を設定して予算を確保するのが順当だろうと考えます。

今まで国民が許容してきた暫定税率はじめにありき、と言う議論は国民をないがしろにしたものでありますし、一般財源化というのも理屈になりません。

ただ、新しい税制を作るに当たって、注意したいことがあります。それは軽油だけを安くするのはやめることです。もともと経由は、トラックなどよく搭載されるディーゼルエンジンに使われる燃料です。トラックは流通のために必要な運搬の道具であります。そこで、産業を盛り上げるために軽油の税金を低く抑えてきました。

しかしガソリンも軽油も製造するコストは変わりません。だから、同じにすべきです。ガソリンだけに強く税金を掛け、軽油だけは低く抑えるというような、産業優先のシステムは卒業するときに来ているのであります。

以上が、私の市長に対する提言と要望です。市長から県及び国への働きかけをお願いいたします。質問を終わります。

最後に市長の御所見があれば誤答弁下さい。

MAY I HELP YOU?